

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月7日
【会社名】	日鉄住金物産株式会社
【英訳名】	NIPPON STEEL & SUMIKIN BUSSAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樋渡 健治
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番27号
【電話番号】	03(5412)5098
【事務連絡者氏名】	経理部長 多田 昌功
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番27号
【電話番号】	03(5412)5098
【事務連絡者氏名】	経理部長 多田 昌功
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,108,100,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日鉄住金物産株式会社 大阪支社 (大阪市北区中之島三丁目2番4号) 日鉄住金物産株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄一丁目3番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成30年3月7日に、臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成29年9月29日に提出した有価証券届出書並びに平成29年11月2日付、11月14日付、12月18日付、平成30年2月2日付及び平成30年2月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該臨時報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第40期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第41期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出

事業年度第41期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出

事業年度第41期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年9月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月28日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年9月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月29日に関東財務局長に提出

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第40期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第41期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出

事業年度第41期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出

事業年度第41期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年9月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月28日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年9月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月29日に関東財務局長に提出

## 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年3月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月7日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年2月14日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年2月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年3月7日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年3月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。